

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月18日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

イオンクロマトグラフ 1式

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成15年11月28日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年8月29日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月1日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

平成16年度長野県看護大学学生を次のとおり募集します。

平成15年8月18日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

看護学部看護学科	一般入学試験	前期日程	42人
		後期日程	8人
特別選抜	推薦	30人	（うち社会人は若干名とします。）
	社会人		

2 一般入学試験による選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）で、平成16年度大学入試センター試験において、下表に掲げる教科・科目について解答したものとします。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、アに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

日 程	入学志願者が平成16年度大学入試センター試験において 解答しなければならない教科・科目	教科・科目数
前期日程	国語 「国語Ⅰ・国語Ⅱ」 地理歴史 「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、 「日本史B」、「地理A」、「地理B」 公民 「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」 数学 「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、「工業数理」、「簿記」 又は「情報関係基礎」から1科目を選択 理科 「総合理科」、「物理ⅠA」、「物理ⅠB」、「生物ⅠA」、「生物ⅠB」、「化学ⅠA」又は「化学ⅠB」から1科目を選択 外国語 「英語」	5教科・5科目
後期日程	国語 「国語Ⅰ・国語Ⅱ」 数学 「数学Ⅰ・数学A」、「数学Ⅱ・数学B」、「工業数理」、「簿記」 又は「情報関係基礎」から1科目を選択 外国語 「英語」	3教科・3科目

- (注) 1 大学入試センター試験の「工業数理」、「簿記」及び「情報関係基礎」を選択できる者は、高等学校又は中等教育学校においてこれらの科目を履修した者及び専修学校の高等課程の修了（見込み）者に限ります。
- 2 「地理歴史」、「公民」、「数学」及び「理科」において、複数科目を解答した者については、高い得点の科目を採用します。

(2) 出願手続

ア 提出書類

- (ア) 入学願書（本学所定の用紙によります。）
- (イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはってください。）
- (ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）
- (エ) 高等学校等の調査書((1)のウにより出願する者は、その資格に関する証明書及び成績証明書)
- (オ) 健康診断書（本学所定の用紙を使用し、出願前3月以内に受診したもの。ただし、平成14年度高等学校及び中等教育学校卒業者並びに平成16年3月高等学校及び中等教育学校卒業見込みの者は不要です。）

イ 入学審査料

入学審査料（1万7,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成15年12月以降振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送（書留速達郵便）し、又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

前期日程、後期日程とも平成16年1月26日（月）から2月4日（水）までとします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。
なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

- (ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

- (イ) 受験票（アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。）は、試験当日必ず持参してください。

キ 身体に障害を有する入学志願者との事前協議

身体に障害を有する入学志願者は、受験上特別な措置及び修学上特別な配慮を必要とすることがありますので、出願前に教務課まで連絡し、相談してください。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、大学入試センター試験、看護大学が実施する試験の結果等を総合して行います。

(4) 入学者選考試験の実施期日、試験内容及び場所

日程	実施期日	試験内容	場所
前期日程	平成16年2月25日(水) 平成16年2月26日(木)	小論文、人物考査	長野県看護大学
後期日程	平成16年3月12日(金)	小論文、人物考査	長野県看護大学

(5) 合格者の発表

ア 日 時

日程	期日及び時刻
前期日程	平成16年3月1日(月)午前10時
後期日程	平成16年3月20日(土)午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。
なお、電話による照会には一切応じません。

ウ 追加合格

募集人員に欠員が生じたときは、追加合格により欠員を補充します。

3 推薦特別選抜による選考

(1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成16年3月に卒業見込みの者とします。

(2) 推薦条件

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件の全てに該当する者とします。

(ア) 調査書の全体の評定平均値が4.0以上である者

(イ) 長野県看護大学に対し適性を有する者

(ウ) 合格した場合、必ず入学する者

イ 1高等学校長が推薦できる人員は、2人以内とします。ただし、衛生看護科を置く高等学校の長にあっては、3人以内とします。

(3) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(イ) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。)

(ウ) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(エ) 推薦書(本学所定の用紙により、高等学校長が作成したもの)

(オ) 志望の理由(本学所定の用紙により、本人が作成したもの)

(カ) 出身高等学校長が作成した調査書

イ 入学審査料

入学審査料(1万7,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成15年10月以降振り出したものに限ります。)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

提出書類は、各高等学校長を経由して郵送(書留速達郵便)し、又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成15年11月4日(火)から11月7日(金)までとします。

なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

2の(2)のオのとおりです。

カ 受験票の交付

2の(2)のカのとおりです。

キ 身体に障害を有する入学志願者との事前協議

2の(2)のキのとおりです。

(4) 入学者の選考方法

入学者の選考は、看護大学が実施する試験並びに調査書及び推薦書の審査の結果を総合して行います。なお、大学入試センター試験

は課しません。

(5) 入学者選考の実施期日、試験内容及び場所

実施期日	試験内容	場所
平成15年11月15日(土)	小論文(英語の課題文の読解を含みます。)、人物考査	長野県看護大学

(6) 合格者の発表

ア 日 時

平成15年11月26日(水)午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、在学する高等学校の長を経由して本人に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

また、推薦による選考の結果合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験による選考に出願することができます。

4 社会人特別選抜による選考

(1) 出願資格

次のア及びイに掲げる要件の全てに該当する者とします。

ア 大学入学資格を有する者

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者とします。

(ア) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(ウ) 学校教育法施行規則第69条の規定により、(7)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

イ 平成16年4月1日現在、満21歳に達し、社会人としての職務経験(家事及び育児を含みます。)を3年以上有する者とします。なお、夜間・定時制及び通信教育以外の学校の在籍期間は、社会人の職務経験に含みません。

(2) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(イ) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入)1枚をはってください。)

(ウ) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(エ) 高等学校等の調査書((1)のアの(ウ)により出願する者は、その資格に関する証明書及び成績証明書)

(オ) 健康診断書(本学所定の用紙を使用し、出願前3月以内に受診したもの)

イ 入学審査料

入学審査料(1万7,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成15年10月以降振り出したものに限ります。)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留速達郵便)し、又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成15年11月4日(火)から11月7日(金)までとします。

なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

2の(2)のオのとおりです。

カ 受験票の交付

2の(2)のカのとおりです。

キ 身体に障害を有する入学志願者との事前協議

2の(2)のキのとおりです。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、看護大学が実施する試験及び調査書等の審査の結果を総合して行います。なお、大学入試センター試験は課しません。

(4) 入学者選考の実施期日、試験内容及び場所

実施期日	試験内容	場所
平成15年11月15日(土)	小論文(英語の課題文の読解を含みます。)、人物考査	長野県看護大学

(5) 合格者の発表

ア 日 時

平成15年11月26日（水）午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

また、選考の結果合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験による選考に出願することができます。

5 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課（電話 0265-81-5100）に行ってください。

医務課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

篠ノ井イーストショッピングセンター

長野市篠ノ井会字上東原758-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所

(変更前)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)マツヤ	代表取締役 小山重雄	長野市大字三輪荒屋 1180-1
(株)アペイル	代表取締役 島村治伸	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
(株)健康家族	代表取締役 宮下 彰	岡谷市天竜町 3-20-34

(変更後)

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)マツヤ	変更前と同じ	変更前と同じ
(株)アペイル	変更前と同じ	変更前と同じ
(株)健康家族	代表取締役 矢部 一	岡谷市赤羽1-4-18

4 変更した年月日

(1) 代表者の氏名 平成14年5月27日

(2) 住 所 平成13年10月10日

5 届出年月日

平成15年7月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年8月18日から平成15年12月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

県営上和田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成15年8月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土地改良事業の名称

県営田園整備事業

2 工事の着手年月日

平成4年10月21日

3 工事の完了年月日

平成14年3月15日

土地改良課

公告

高瀬川右岸土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成15年8月18日

長野県北安曇地方事務所長 宮 坂 正 已

監 事

退 任

氏 名 住 所

川 上 清 北安曇郡松川村5794番地93

土地改良課

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)マツヤ	変更前と同じ	変更前と同じ
(株)アペイル	変更前と同じ	変更前と同じ
(株)健康家族	代表取締役 矢部 一	岡谷市赤羽1-4-18

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月18日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年9月13日（土）

(2) 開催時及び場所

午前10時から 飯田市役所 3階会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

飯田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月1日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月1日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、飯田建設事務所、飯田市管理計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
飯田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案	
に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
ふりがな <u>氏 名</u>	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、高森都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日 平成15年9月13日（土）
 - (2) 開催時及び場所
午後1時から 高森町役場 大会議室
 - 2 都市計画案の概要
 - (1) 都市計画案
高森都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
 - (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年9月1日（月）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。
 - 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

 - (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
 - (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年9月1日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）
 - (3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、飯田建設事務所、高森町建設課

- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
高森都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案	
に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　所　〒	
ふりがな 氏　名	
(電話　　　　　　)	
<u>意見の要旨</u>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年8月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日 平成15年9月13日（土）
 - (2) 開催時及び場所
午後3時から 松川町役場 協議会室
 - 2 都市計画案の概要
 - (1) 都市計画案
松川都市計画 都市計画区域の整備、開

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年9月1日(月)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年9月1日(月)まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、飯田建設事務所、松川町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
松川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案	
に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年　月　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所 <u>〒</u>	
<u>ふりがな</u> <u>氏名</u>	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消しました。

平成15年8月18日

長野県知事 田中康夫

1 宅地建物取引業者

- (1) 名称 有限会社コスモ開発
- (2) 代表者氏名 藤本美徳
- (3) 事務所所在地 長野市大字上ヶ屋2471-753
- (4) 免許番号 長野県知事(3)第3958号
- (5) 免許年月日 平成10年9月30日

2 免許取消年月日

平成15年8月12日

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月18日

長野県公営企業管理者 古林弘充

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定数量
別表のとおり
- (2) 物品等の特質
仕様書による。
- (3) 納入期限
契約日から平成16年3月31日までの間で別に指定する日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
別表の番号ごとに入札に付し、それぞれの単価について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が別表の番号の区分に応じて別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道課

電話 026 (235) 7382

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年9月12日 午前10時
イ 場所 長野市中御所岡田98-1
長野県長野保健所302号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成15年9月11日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局水道課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年9月5日（金）午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

(別表)

番号	調達する物品等	予定数量(基)	等級区分
1	口径13mm水道メーター	3,850	B以上
2	口径20mm水道メーター	1,550	B以上
3	口径25mm水道メーター	90	C以上
4	口径30mm水道メーター	10	C以上
5	口径40mm水道メーター	15	C以上
6	口径50mm水道メーター	13	C以上
7	口径75mm水道メーター	4	C以上
8	口径150mm水道メーター	1	C以上
9	口径13mm水道メーターの修理	970	C以上
10	口径20mm水道メーターの修理	130	C以上
11	口径25mm水道メーターの修理	40	C以上
12	口径30mm水道メーターの修理	15	C以上
13	口径40mm水道メーターの修理	15	C以上

水道課

公告

平成16年度長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

平成15年8月18日

長野県教育委員会

1 採用予定の実習助手の種別及び人員

種 別	人 員
農業の実験・実習を主とする実習助手	若干名
工業の実験・実習を主とする実習助手	若干名

2 申込資格

次の資格を有する者であること。

昭和19年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者。

(平成16年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。)

3 受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成15年9月8日(月)から9月24日(水)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、日曜日、土曜日及び休日は除く。

なお、郵送による場合は、9月24日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

郵便番号 380-8570 長野県教育委員会事務局高校教育課
電話代表 026-232-0111 内線 4358

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書(長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書(親展扱いとすること。)
- (4) 身体検査書(身長、体重、視力、既往症等について申込み前1月以内に診断したもの)
- (5) 受験票(長野県教育委員会が交付するもの)
- (6) 返信用の封筒(長形3号 <縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさ> のものを用い、あて先及び氏名を明記し、90円切手をはったもの)
- (7) 最終学校における就職者用調査書(平成16年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限る。この書類を提出する場合にあっては、(2)、(3)及び(4)の書類は提出不要。親展扱いとすること。)

5 選考

- (1) 選考は、書類審査、筆答検査及び面接とする。
- (2) 筆答検査は、次の要領で行う。

ア 期 日 平成15年10月20日(月)
 イ 場 所 長野県庁(議会棟401・402)
 ウ 検査内容 一般教養及び小論文
 エ そ の 他 時間、受験番号等については、受付期間終了後本人に通知する。
- (3) 面接の期日、場所等は、別途該当者に通知する。

6 採用選考結果の開示について

採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができる。

(1) 開示請求することができる選考結果

合否及び総合評価(第1次選考の結果については、不合格者に係るものに限る。)

(2) 開示する期間

選考結果通知日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)

(4) 必要書類

運転免許証、学生証、健康保険証等本人であることを証明できる書類を持参すること。

7 その他

採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課で交付する。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒角型2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル)を同封すること。

高校教育課